

平成27年第1回
福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

平成27年2月

福島県後期高齢者医療広域連合議会

平成27年第1回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録目次

1	招集告示	1
2	招集年月日	1
3	招集の場所	1
4	会議の時刻	1
5	応招議員	2
6	不応招議員	2
7	出席議員	2
8	欠席議員	2
9	地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
10	議事日程	2
11	本日の会議に付議した事件	3
12	会議の経過	3
	(1) 開会の宣告	3
	(2) 諸般の報告	3
	(3) 議席の指定	3
	(4) 会議録署名議員の指名	4
	(5) 会期の決定	4
	(6) 議案第1号ないし第6号、同意第1号ないし第3号の提出	4
	(7) 提案理由の説明	4
	(8) 議案第1号の説明、採決	6
	(9) 議案第2号の説明、採決	7
	(10) 議案第3号の説明、採決	7
	(11) 議案第4号の説明、採決	8
	(12) 議案第5号の説明、採決	10
	(13) 議案第6号の説明、採決	11
	(14) 同意第1号の説明、採決	14
	(15) 同意第2号の説明、採決	15
	(16) 同意第3号の説明、採決	15
	(17) 選挙管理委員及び補充員の選挙	16
	(18) 閉会及び閉議の宣告	16

1 招集告示

福島県後期高齢者医療広域連合告示第4号

平成27年第1回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を、次のとおり招集する。

平成27年1月26日

福島県後期高齢者医療広域連合長 小林 香

- (1) 日 時 平成27年2月24日(火) 午後2時30分
- (2) 場 所 福島テルサ 3階 「あぶくま」
- (3) 付議事件
 - ア 福島県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - イ 福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - ウ 平成26年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第3号)
 - エ 平成26年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
 - オ 平成27年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
 - カ 平成27年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算
 - キ 福島県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意を求めることについて
 - ク 福島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意を求めることについて
 - ケ 福島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意を求めることについて
 - コ 福島県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員及び補充員の選挙

2 招集年月日

平成27年2月24日

3 招集の場所

福島テルサ 3階 「あぶくま」

4 会議の時刻

平成27年2月24日 午後2時35分開会、午後3時34分閉会

5 応招議員

1 番 品 川 萬 里 君	4 番 仁志田 昇 司 君	5 番 星 光 祥 君
6 番 湯 座 一 平 君	7 番 石 森 春 男 君	8 番 渡 辺 利 綱 君
9 番 戸 川 稔 朗 君	10 番 市 村 喜 雄 君	12 番 國 分 義 之 君
13 番 八 島 博 正 君	14 番 齋 藤 邦 夫 君	15 番 和 知 良 則 君
16 番 杉 本 宜 信 君		

6 不応招議員

2 番 清 水 敏 男 君	3 番 山 口 信 也 君	11 番 佐 藤 満 君
---------------	---------------	--------------

7 出席議員

「5 応招議員」に同じ。

8 欠席議員

「6 不応招議員」に同じ。

9 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

広域連合長	小 林 香 君	会計管理者	今 福 康 一 君
事務局長	三 浦 辰 夫 君	事務局次長	蓬 田 慎 一 君
総務課長	八 卷 靖 之 君	業務課長	齋 藤 裕 二 君
資格管理係長	渡 辺 道 幸 君	給付係長	五十嵐 隆 裕 君

10 議事日程

日程第 1	諸般の報告
日程第 2	議席の指定
日程第 3	会議録署名議員の指名
日程第 4	会期の決定
日程第 5	議案第 1 号ないし第 6 号、同意第 1 号ないし第 3 号の提出
日程第 6	提案理由の説明
日程第 7	議案第 1 号 福島県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 8	議案第 2 号 福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 9	議案第 3 号 平成 26 年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 3 号）
日程第 10	議案第 4 号 平成 26 年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 11	議案第 5 号 平成 27 年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

- 日程第 1 2 議案第 6 号 平成 2 7 年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 1 3 同意第 1 号 福島県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意を
求めることについて
- 日程第 1 4 同意第 2 号 福島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意を求め
ることについて
- 日程第 1 5 同意第 3 号 福島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意を求め
ることについて
- 日程第 1 6 福島県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員及び補充員の選挙

1 1 本日の会議に付議した事件

「1 0 議事日程」に同じ。

1 2 会議の経過

(1) 開会の宣告

議長（市村 喜雄君） ただいま、出席議員が定足数に達しておりますので、これより平成 2 7 年第 1 回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

この際ご報告いたします。

清水敏男君、山口信也君、佐藤満君より欠席の届けがありました。

直ちに本日の会議を開きます。

(午後 2 時 3 5 分)

(2) 諸般の報告

議長（市村 喜雄君） 日程第 1、諸般の報告を行います。

7 月定例会以後に議員の異動がありましたので報告いたします。

平成 2 6 年 9 月 2 5 日に、加藤憲郎君が任期満了となりました。

これにより、平成 2 6 年 9 月 1 1 日告示の補欠選挙が執行され、渡辺利綱君が当選されました。

平成 2 6 年 1 1 月 3 0 日に、平田武君が任期満了となりました。

これにより、平成 2 6 年 1 1 月 1 9 日告示の補欠選挙が執行され、佐藤満君が当選されました。

平成 2 6 年 1 2 月 1 2 日付けで、作田博君より辞職願が提出され、平成 2 6 年 1 2 月 1 9 日にこれを許可しました。

これにより、平成 2 6 年 1 2 月 2 5 日告示の補欠選挙が執行され、國分義之君が当選されました。

以上、報告を終わります。

(3) 議席の指定

議長（市村 喜雄君） 次に、日程第 2、議席の指定を行います。

会議規則第4条第1項の規定により、今回、補欠選挙において当選された、渡辺利綱君の議席を8番、佐藤満君の議席を11番、國分義之君の議席を12番に指定いたします。

(4) 会議録署名議員の指名

議長（市村 喜雄君） 次に、日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、4番仁志田昇司君、6番湯座一平君を指名いたします。

(5) 会期の決定

議長（市村 喜雄君） 次に、日程第4、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期は、本日1日間とし、会期中の日程につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（市村 喜雄君） ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日間と決定しました。

(6) 議案第1号ないし第6号、同意第1号ないし第3号の提出

議長（市村 喜雄君） 次に、日程第5、議案第1号ないし第6号、同意第1号ないし第3号の提出を行います。

ただいま、広域連合長から議案の提出がありました。議案は、先にお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

(7) 提案理由の説明

議長（市村 喜雄君） 次に、日程第6、提案理由の説明を行います。

議案第1号ないし第6号、同意第1号ないし第3号を一括して議題といたします。

広域連合長より、提案理由の説明を求めます。広域連合長。

広域連合長（小林 香君） 本日、ここに、平成27年第1回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を招集しましたところ、ご参集を賜り、厚く御礼申し上げます。

本定例会に提出いたしました案件は、条例の一部改正に係る議案が2件、平成26年度補正予算に係る議案が2件、平成27年度当初予算に係る議案が2件、特別職の同意に係る案件が3件の合わせて、9件でございます。

提案理由を申し上げるに先立ちまして、後期高齢者医療制度に関して、広域連合長として制度運営に対する所信を申し上げ、御理解と御協力を賜りたいと存じます。

急速な高齢化の進展や医療の高度化に伴い、医療給付費は増加を続けており、とりわけ高齢者医療費の増大が見込まれる中、現在、国においては、国民皆保険制度を将来にわたり堅持し、持続可能な医療保険制度とするための改革が進められているところです。

その中では、国民健康保険制度改革のほか、後期高齢者医療に関しては、後期高齢者支援金の全面総報酬制の導入や、保険料軽減特例の見直しなどについて、現在検討が進められております。平成20年度から低所得者等に実施されておりました保険料の軽減特例につきましては、特例として実施してから7年が経過していることや、軽減割合が国保等との比較に

において不公平とされていることなどの理由で、平成29年度から段階的に縮小する方針が示されました。本広域連合といたしましては、高齢者の実情を踏まえ、過度の負担や急激な変化とならないよう、国に対して引き続き意見を申し上げて参りたいと考えております。

また、高齢者ができる限り健康的で自立した日常生活を長く送ることができるために、被保険者の健康を維持するための保健事業の重要性が高まってきており、保健事業の実効性を高めるため、レセプトデータ等の分析に基づく事業実施計画として「データヘルス計画」を策定中であります。これにより、これまで取り組んでいる事業をより効果的かつ効率的に実施するとともに、個別的重症化予防指導など新たな事業も今後展開することにより、健康寿命の延伸、更には医療費の適正化にもつなげて参りたいと考えております。

平成28年1月から利用が始まる、いわゆる「マイナンバー制度」につきましては、必要な制度の構築やシステム改修により、円滑な導入に向けて対応して参る考えであります。

また、東日本大震災より丸4年を迎えようとしている現在においても、なお、原発事故の影響により避難生活が続いている被保険者の皆様については、安心して医療を受けられる環境づくりに、引き続き努めて参る考えであります。

今後におきましても、本広域連合といたしましては、健全な財政運営と保険者機能の強化を図り、高齢者の皆様が安心して医療を受けられるよう、構成市町村とより一層の連携を深め、制度の円滑な運営に努めてまいりたいと考えておりますので、関係各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

それでは、提案理由の説明を行います。

議案第1号「福島県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」でございますが、福島県人事委員会勧告に準じて、福島県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例につきまして所要の改正を行うため、条例案を提出するものでございます。

議案第2号「福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」でございますが、平成27年度においても、低所得者等に係る保険料の軽減の継続について所要の改正を行うため、条例案を提出するものでございます。

議案第3号「平成26年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第3号）」でございますが、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ20万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ21億3,684万7千円とするものでございます。

議案第4号「平成26年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」でございますが、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ60億3,464万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ2,379億9,390万1千円とするものでございます。

議案第5号「平成27年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」でございますが、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7億1,469万1千円とするものでございます。

議案第6号「平成27年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療 特別会計予算」でございますが、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,299億6,985万4千円とするものでございます。

同意第1号「福島県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意を求めることにつ

いて」でございますが、副広域連合長の任期が満了していることから、副広域連合長の選任の同意を求めるものでございます。

同意第2号「福島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意を求めることについて」でございますが、識見を有する者のうちから選任する監査委員の任期が満了することから、監査委員の選任の同意を求めるものでございます。

同意第3号「福島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意を求めることについて」でございますが、広域連合議会議員のうちから選任する監査委員の辞職に伴い、監査委員の選任の同意を求めるものでございます。

以上、9件についての提案理由の説明といたします。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

(8) 議案第1号の説明、採決

議長（市村 喜雄君） 次に、日程第7、議案第1号「福島県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

事務局長（三浦 辰夫君） それでは、お手元に定例会議案書と資料1議案説明資料をご準備願います。

議案書の1ページをお開き願います。

議案第1号「福島県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明申し上げます。議案書につきましては、1ページから4ページまで記載しておりますが、内容につきましては、別冊の議案説明資料によりご説明させていただきます。1ページをご覧ください。

福島県人事委員会勧告に準じて改正するもので、まず、第1条関係でございますが、給料表を2ページの別表のとおり平均0.18%引き上げ、平成26年4月1日から適用するものでございます。また、勤勉手当を年間0.15月引き上げて年1.5月とし、平成26年12月支給分から実施するため、12月期の勤勉手当0.675月を0.825月として、平成26年12月1日から適用するものであります。

次に第2条関係ですが、(参考)の表にありますとおり、勤勉手当の年間1.5月の支給割合を変えずに、平成27年度から勤勉手当の6月と12月の支給割合をそれぞれ0.75月に変更するもので、平成27年4月1日から施行するものでございます。

2ページから7ページまでは、新旧対照表でございます。なお、本広域連合の職員は県及び市町村から派遣されておりますが、給料及び勤勉手当は、派遣に関する協定により、派遣元の規定に基づいて支給されております。

以上が、議案第1号の説明でございます。ご審議の程よろしくようお願い申し上げます。

議長（市村 喜雄君） それでは、議案第1号の質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（市村 喜雄君） なければ、これをもって議案第1号に対する質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(市村 喜雄君) なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

議案第1号は、これを原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(市村 喜雄君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案どおり可決されました。

(9) 議案第2号の説明、採決

議長(市村 喜雄君) 次に、日程第8、議案第2号「福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

事務局長(三浦 辰夫君) 議案書の5ページをご覧いただきたいと思います。

議案第2号「福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明申し上げます。

議案書につきましては、5ページから6ページですが、引き続き議案説明資料によりご説明させていただきます。

議案説明資料8ページをお開きいただきたいと思います。

被用者保険の被扶養者だった方及び低所得者の方に係る均等割額の軽減率の拡大を平成26年度に引き続き平成27年度も継続するため、所要の改正をするものでございます。内容ですが、平成26年度被用者保険の被扶養者だった方に係る均等割額の本来5割の軽減率を9割に、低所得者の方については、本来7割の軽減率を8.5割に拡大しておりますが、この拡大を平成27年度も継続するものでございます。9ページは、その新旧対照表であります。

以上が議案第2号の説明でございます。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

議長(市村 喜雄君) それでは、議案第2号の質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(市村 喜雄君) なければ、これをもって議案第2号に対する質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

(「なし」の声あり)

議長(市村 喜雄君) なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

議案第2号は、これを原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(市村 喜雄君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、原案どおり可決されました。

(10) 議案第3号の説明、採決

議長（市村 喜雄君） 次に、日程第9、議案第3号「平成26年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

事務局長（三浦 辰夫君） 議案書につきましては、別冊の「平成26年度一般会計並びに特別会計補正予算書」（一般会計第3号・特別会計第2号）をご準備ください。

1ページをお開き願います。

議案第3号「平成26年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第3号）」につきましてご説明申し上げます。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ20万4千円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ21億3,684万7千円とするものでございます。補正予算書は、2ページから7ページまでの記載となっておりますが、別冊の資料2「平成26年度補正予算説明資料」（一般会計第3号補正・特別会計第2号補正）でご説明させていただきたいと思っておりますので補正予算説明資料の1ページをご覧ください。単位は千円でございます。文字が小さく見にくい所もあるかと思っておりますが、ご了承ください。

まず歳入についてですが、主なものをご説明いたします。上の表の右から3列目の第3号補正額の欄をご覧ください。第4款財産収入の3万7千円の増ですが、広域連合職員の借上公舎入居料が確定したことによりまして6万6千円の減額されたもの及び、後期高齢者医療制度臨時特例基金利子10万3千円の増となっております。

次に第7款諸収入の16万7千円の増ですが、雑入で公用車の修理代としまして、自動車損害共済から災害共済金が支払われたものでございます。

次に、歳出ですが、下の表をご覧ください。第3款民生費であります。臨時特例基金積立金10万3千円の増は、歳入でご説明しました臨時特例基金利子が増額したことによりまして、基金積立金を増額するものでございます。

以上が、議案第3号の説明でございます。ご審議の程よろしくお願ひ申し上げます。

議長（市村 喜雄君） それでは、議案第3号の質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（市村 喜雄君） なければ、これをもって、議案第3号に対する質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

（「なし」の声あり）

議長（市村 喜雄君） 討論なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

議案第3号は、これを原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（市村 喜雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、原案どおり可決されました。

(11) 議案第4号の説明、採決

議長（市村 喜雄君） 次に、日程第10、議案第4号「平成26年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療 特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

事務局長（三浦 辰夫君） 「平成26年度一般会計並びに特別会計補正予算書」9ページをお開きいただきたいと思ひます。

議案第4号「平成26年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」につきましてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ60億3,464万8千円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ2,379億9,390万1千円とするものでございます。補正予算書は、10ページから19ページまでの記載となっておりますが、引き続き別冊の「平成26年度補正予算説明資料」により説明させていただきます。

まず、3ページをお開きいただきたいと思ひます。歳出の主なものからご説明させていただきます。右から3列目の第2号補正額の欄をご覧ください。

第1款総務費のうち、後期高齢者医療特別対策事業の1,593万3千円の増ですが、長寿健康増進事業費が当初見込みを上回ったことによる増額であります。次に第2款保険給付費1項療養諸費1目療養給付費における、療養の給付費56億7,751万3千円の減及び、入院時食事療養費1億7,430万3千円の減は、それぞれ当初見込みより実績額が低位に見込まれることから減額するものでございます。また、5目審査支払手数料は、レセプトの内容を審査する国保連合会への委託手数料で、1件当たりの単価が12円下がったことから、約9,900万円余の減となっております。2項高額療養諸費の1目高額療養費は、給付が増えたことにより4億9,024万4千円の増額となっておりますが、保険給付費全体としては55億3,025万円の減額となっております。次に第7款諸支出金ですが、1項償還金及び還付加算金のうち1目保険料還付金は、死亡等で資格を喪失した場合などによる還付金ですが、当初見込みを下回ったことにより2,081万3千円の減、2目償還金は、平成20年度から平成24年度までの高額医療費負担金等の再計算により、国等への償還金が約6,454万の増額となっておりますけれども、保険料等市町村負担金、国から交付される調整交付金、支払基金から交付される後期高齢者交付金の償還金の額の確定によりまして、合計で約9,100万円減額となったため、償還金全体としては2,134万9千円の減額となっております。

2ページにお戻りいただきまして、歳入の主なものについてご説明させていただきます。右から3列目の第2号補正額の欄をご覧ください。

まず第1款市町村支出金1目保険料等負担金では、被保険者一人当たりの所得額が当初見込みより多かったことによりまして、後期高齢者医療保険料が1億8,765万1千円の増となっております。次に、2目療養給付費負担金は、歳出でご説明いたしました保険給付費の減額によりまして、市町村の定率負担金であります療養給付費市町村負担金現年度分が4億1,880万7千円の減となるものであります。次に、第2款国庫支出金ですが、保険給付費の減によりまして、定率負担金である1項国庫負担金1目療養給付費負担金が、12

億7,653万1千円の減、2項国庫補助金1目調整交付金のうち普通調整交付金が16億5,650万6千円の減となるものであります。また、原発事故に係る保険料の減免及び一部負担金の免除に対して、国からその費用の2割を特別調整交付金、8割を2目であります後期高齢者補助金の中の後期高齢者医療災害臨時特例補助金で補填されておりますが、当初見込みより一部負担金の免除額が低位に見込まれることから、特別調整交付金が4,002万6千円、後期高齢者医療災害臨時特例補助金が、5億1,150万7千円の減額となるものでございます。次に、第3款県支出金1項県負担金1目療養給付費負担金ですが、保険給付費の減により、定率負担金が4億8,300万3千円の減額となるものであります。次に、第4款支払基金交付金、これは現役世代からの支援金でございますけれども、やはり保険給付費の減によりまして17億4,315万2千円の減額となるものでございます。次に、第9款諸収入3項雑入3目雑入ですが、レセプトの審査支払業務等を委託しております福島県国民健康保険団体連合会から、平成25年度決算で生じた剰余金が還付されたことにより1億288万8千円の増となっておりますのでございます。

以上が、議案第4号の説明でございます。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議長（市村 喜雄君） それでは、議案第4号の質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（市村 喜雄君） なければ、これをもって議案第4号に対する質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（市村 喜雄君） なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

議案第4号は、これを原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（市村 喜雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、原案どおり可決されました。

（12）議案第5号の説明、採決

議長（市村 喜雄君） 次に、日程第11、議案第5号「平成27年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

事務局長（三浦 辰夫君） 議案書につきましては、「平成27年度一般会計並びに特別会計予算書」をご準備いただきたいと思います。1ページをお開き下さい。

議案第5号「平成27年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ7億1,469万1千円と定めるものでございます。予算書は2ページから11ページまで記載してありますけれども、別冊の資料3「平成27年度予算説明資料」でご説明させていただきます。まず、説明資料の1ページをご覧ください。1ページは、一般会計と特別会計の項目別の構成比とそれをグラフにしたも

のでございます。

次に、2ページのA3版縦の資料をご覧ください。

まず、一般会計の歳入について主なものについてご説明させていただきます。第1款分担金及び負担金6億8,647万8千円は、構成市町村からの共通経費負担金で、前年度より2億1,947万6千円の増となっております。これは平成25年度の構成市町村負担金の額の確定に伴う繰越調整額が、平成24年度より減少したことによるものでございます。

次に、第3款財産収入221万7千円ですが、借り上げ公舎の職員負担分と後期高齢者医療制度臨時特例基金の利子でございます。

次に歳出でございますが、下段の表をご覧ください。まず第1款議会費113万8千円ですが、議員16名の報酬等でございます。前年度より25万3千円の増となっておりますが、議会開催時の会議室使用料を増額させていただいております。

次に、第2款総務費1項総務管理費1目一般管理費のうち、派遣職員人件費等7,133万3千円は、事務局長、次長、総務課職員5名の計7名分の人件費等負担金及び、後、遠隔地から派遣される職員用の借上げ公舎賃借料等であります。

次に、臨時職員雇用費631万6千円は、臨時職員3名分の賃金等でございます。

次に、事務局管理運営費722万7千円ですが、旅費及び事務局運営に係る役務費、委託料等であります。平成27年度は、北海道及び東北6県の広域連合で構成しております、北海道・東北協議会が本県で開催されますことから、開催に係る会場使用料等も計上させて頂いております。

次に、情報公開等適正化事業24万9千円は、情報公開・個人情報保護審査会委員5名の報酬等でございますが、マイナンバー制度導入に関連しまして審査会回数を3回から5回に増やしております。

次に、会計管理費22万2千円は、指定金融機関事務取扱手数料等でございます。選挙管理委員会費5万4千円は、選挙管理委員4名の報酬等、監査委員費19万円は、委員2名の報酬等でございます。

次に、第3款民生費のうち後期高齢者医療事業の特別会計事務費等繰出金4億8,299万2千円でございますが、特別会計への繰出金で、業務課における事務費等でございます。前年度に比べ2億1,485万9千円の増となっておりますが、歳入予算の構成市町村負担金でご説明いたしました、平成25年度の繰越調整額が減少したことなどにより増額となっております。次に、派遣職員人件費1億3,377万3千円ですが、業務課職員16名分の人件費等でございます。

次に、第4款予備費としまして1,000万円を計上するものでございます。

以上が、議案第5号の説明でございます。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議長（市村 喜雄君） それでは、議案第5号の質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（市村 喜雄君） なければ、これをもって議案第5号に対する質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（市村 喜雄君） なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

議案第5号は、これを原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（市村 喜雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、原案どおり可決されました。

（13）議案第6号の説明、採決

議長（市村 喜雄君） 次に、日程第12、議案第6号「平成27年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

事務局長（三浦 辰夫君） 「平成27年度一般会計並びに特別会計予算書」の13ページをお開きいただきたいと思います。

議案第6号「平成27年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」についてご説明申し上げます。まず、第1条でございますが、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,299億6,985万4千円と定めるものでございます。

次に、第2条の一時借入金でございますが、最高額を180億円と定めるものでございます。次に、第3条歳出予算の流用でございますが、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足が生じた場合、同一款内で各項間の流用を認めることとするものでございます。

次に、予算書は、14ページから29ページまで記載してございますが、引き続き資料3「平成27年度予算説明資料」でご説明させていただきたいと存じます。3ページをご覧ください。3ページは特別会計予算の歳入の一覧表、4ページは歳出の一覧表となっております。歳入歳出予算額は、議案書の第1条にありますとおり、それぞれ2,299億6,985万4千円でございます。前年度当初予算額より、37億円余り減額となっております。これは、一人当たりの医療給付費が、前年度当初予算より少なく見込まれたこと等によるものでございます。

続きまして、5ページをお開きいただきたいと思います。5ページは「特別会計における財政の概要」でございますが、詳細について、この資料によりご説明させていただきたいと存じます。始めに、右側の歳出をご覧くださいと思います。グラフの中に記載してありますとおり、保険給付費が2,278億7,341万4千円となっております。これは歳出全体の99.1%を占めております。前年度より43億1千万円余り少なくなっておりますが、これは、主に医療費が前年度より少なく見込まれたことによるものでございます。

次に、主なものをご説明いたします。右側の四角で囲んだ保険給付費をご覧くださいと存じます。療養給付費でございますが、2,187億3,963万1千円でございます。前年度より42億5千万円余りの減となっております。内訳ですが、①療養の給付2,124億6,420万8千円は、本人の窓口負担分を除いた医療機関へ支払う給付分で、前年度より40億3千万円余りの減、②の入院時食事・生活療養費41億9,244万円は、標準負担額を超えた部分の現物給付で、前年度より1億1千万円余りの減となっております。飛んで、④補装具・柔道整備などの療養費20億8,298万2千円は、前年度より1億

円余の減となっております。

次に、訪問看護療養費は前年度とほぼ同額の5億2,568万6千円となっております。特別療養費、移送費は記載のとおりであります。

次に、審査支払手数料4億9,581万4千円でございますが、1件当たりの単価が下がったことから、前年度より9千万円余減額となっております。

次に、高額療養費69億4,498万9千円につきましては、1ヶ月に支払った被保険者の医療費が自己負担限度額を超えた場合に現金支給する費用で、3千万円余の減となっております。

次の高額介護合算療養費2億5,059万3千円は、介護保険サービスを受けている世帯で、後期高齢者医療と介護保険の1年間の自己負担額を合算しまして、自己負担限度額を超えた場合に支給する費用で、前年度より7千万円余の増となっております。

次の葬祭費9億1,660万円は、被保険者がお亡くなりになった場合、お一人につき5万円を、葬祭を行った方に支給する費用で、前年度とほぼ同額となっております。

次に、その他の支出をご覧ください。県財政安定化基金拠出金2億3,456万3千円は、保険料が予定した収納率を下回ったり、予想以上に給付費が膨らんだといったことで生じる財政リスクへの対応や、保険料の上昇抑制のため、国、県、広域連合が3分の1ずつ拠出し、県で基金を設置しているものでございまして、前年度とほぼ同額でございます。

次に、特別高額医療費共同事業拠出金等5,169万円でございますが、レセプト1件当たり400万を超える著しく高額な医療費を、各広域連合が共同で支える事業への拠出金で、前年度とほぼ同額となっております。

次に、保健事業費5億1,799万2千円でございますが、健康診査事業を市町村に委託して実施する費用でございまして、前年度より2千万円余の増となっておりますが、受診者数が増加していること及び、健康診査結果のデータ管理費用を、新規に計上したことによるものでございます。

次に、総務費6億768万3千円は、一般管理費、電算処理費等で、前年度より2千万円余の減となっておりますが、国のマイナンバー制度実施に合わせ、本広域連合でもシステム改修などが必要となるため、マイナンバー導入費用として、電算処理費に500万円余を計上しております。

次に、諸支出金5,072万9千円は、主に市町村が徴収した保険料のうち、資格喪失等で過誤納が発生した場合、その分を還付いたしますけれども、当該還付が過年度分の場合、還付分を広域連合から市町村に支出することになるため、それに要する費用などがございます。前年度より1千万円余の減となっております。

次に、予備費といたしまして、給付費増への対応や次年度への繰越財源として6億3,378万2千円を見込むものでございます。

次に、歳入でございますが、左側のグラフをご覧ください。まず、国の普通調整交付金199億7,031万8千円ですが、広域連合間の被保険者の所得格差による財政力の不均衡を調整するために交付されるものでございます。前年度より23億2千万円余の減額となっておりますが、療養給付費等の減によるものでございます。

次に、国・県・市町村が定率で負担する療養給付費等負担金でございますが、療養給付

等に対して、国は12分の3、県と市町村は、それぞれ12分の1の負担割合となっており、療養給付費等の減額によりまして、それぞれ前年度より減額となっております。国負担分542億617万4千円は、前年度より9億8千万円余の減、その下の県負担分と、市町村負担分は、それぞれ180億6,872万5千円で、前年度より3億2千万円余の減額となっております。そういったしまして、調整交付金と合わせた公費負担が、歳入の約5割となっております。

次に、支払基金交付金918億1,461万5千円は、前年度より12億4千万円余の減額となっておりますが、これも療養給付費等の減によるものでございます。なおこの支払基金交付金は、現役世代からの支援金で、歳入の約4割を占めております。

次に保険料132億7,793万3千円でございますが、前年度より4億2千万円余の増額となっております。これは、被保険者の見込み数の増等によるものでございます。

次に、保険料の公費補てん63億5,924万9千円ですが、昨年度より2千万円余の増額となっております。内訳でございますけど、左側の説明書きの中ほど、保険料の公費補てんの枠をご覧いただきたいと思っております。保険基盤安定負担金47億4,900万4千円は、法で定める低所得者の保険料軽減分の補てん分として市町村が4分の1、県が4分の3を負担するものです。後期高齢者医療制度臨時特例基金繰入金16億1,024万5千円は、低所得者等に対する保険料軽減分の特例分を国が負担するものでございます。

次に、高額医療費に対する支援16億2,140万6千円は、前年度より7千万円余の減額となっておりますが、説明書きの高額医療費に対する支援をご覧いただきたいと思っております。高額医療費負担金15億8,787万6千円は、レセプト1件当たり80万を超える高額な医療費に、国と県が4分の1ずつを負担するもので、前年度より6千万円余の減額となっております。また、特別高額医療費共同事業3,353万円は前年度ほぼ同額でございますが、広域連合におけるレセプト1件当たり400万円を超える著しく高額な医療費の200万円を超える部分について、各広域連合の拠出金を財源として国保中央会から交付されるものでございます。

次に、原発事故に係る財政支援ですが、原発事故による被保険者の保険料の減免及び、窓口での一部負担金の免除分が国から補填されるもので、合わせて29億9,096万7千円でございます。

次に、繰越金22億1,310万5千円ですが、平成26年度からの繰越金で、保険料上昇抑制財源等に活用されるものでございます。

次に、県からの財政安定化基金交付金4億円でございますけど、保険料上昇抑制財源として県の基金から交付されるものでございます。

次に、その他の収入9億7,863万7千円につきましては、説明書きにありますように、健康診査事業市町村負担金及び一般会計からの事務費等繰入金等となっております。

以上、議案第6号の説明でございます。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議長（市村 喜雄君） それでは、議案第6号の質疑を行います。質疑ありませんか。
（「質疑なし」の声あり）

議長（市村 喜雄君） なければ、これをもって議案第6号の質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（市村 喜雄君） なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

議案第6号は、これを原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（市村 喜雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号は、原案どおり可決されました。

（14）同意第1号の説明、採決

議長（市村 喜雄君） 次に、日程第13、同意第1号「福島県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意を求めることについて」を議題といたします。

広域連合長より説明を求めます。広域連合長。

広域連合長（小林 香君） 同意第1号「福島県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意を求めることについて」でございます。前任の古川副広域連合長の任期が満了し、現在、空席となっておりますことから、引き続き、古川道郎氏を適任と認め、選任を行うものであります。よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

議長（市村 喜雄君） これより、同意第1号「福島県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意を求めることについて」をただちに採決する事に、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（市村 喜雄君） ご異議なしと認めます。

これより採決を行います。お諮りいたします。同意第1号古川道郎君の副広域連合長選任に同意することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

よって、同意第1号古川道郎君の副広域連合長選任に同意することに決しました。

（15）同意第2号の説明、採決

議長（市村 喜雄君） 次に、日程第14、同意第2号「福島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意を求めることについて」を議題といたします。

広域連合長より説明を求めます。広域連合長。

広域連合長（小林 香君） 同意第2号「福島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意を求めることについて」でございます。識見を有する者から選出の阿部昌志監査委員の任期が平成27年3月31日で満了することから、後任といたしまして、松野孝司氏を適任と認め選任を行うものでございます。よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

議長（市村 喜雄君） これより、同意第2号「福島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意を求めることについて」をただちに採決する事に、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（市村 喜雄君） ご異議なしと認めます。

これより採決を行います。お諮りいたします。同意第2号松野孝司君の監査委員選任に同意することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

よって、同意第2号松野孝司君の監査委員選任に同意することに決しました。

（16）同意第3号の説明、採決

議長（市村 喜雄君） 次に、日程第15、同意第3号「福島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意を求めることについて」を議題といたします。

広域連合長より説明を求めます。広域連合長。

広域連合長（小林 香君） 同意第3号「福島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意を求めることについて」でございます。広域連合議会議員から選出の戸川稔朗監査委員の辞職により、現在、空席となっておりますことから、後任といたしまして、佐藤満氏を適任と認め選任を行うものでございます。よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

議長（市村 喜雄君） これより、同意第3号「福島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意を求めることについて」をただちに採決する事に、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（市村 喜雄君） ご異議なしと認めます。

これより採決を行います。お諮りいたします。同意第3号佐藤満君の監査委員選任に同意することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

よって、同意第3号佐藤満君の監査委員選任に同意することに決しました。

（17）選挙管理委員及び補充員の選挙

議長（市村 喜雄君） 次に、日程第16、「福島県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員及び補充員の選挙」を行います。お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思っております。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（市村 喜雄君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思っております。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（市村 喜雄君） ご異議なしと認めます。

それでは指名いたします。選挙管理委員会には、お手元に配付しております名簿のとおり議長より指名します。黒澤勝利君、永井俊博君、佐藤友紀君、佐藤覺雄君、以上の方を指名します。お諮りいたします。ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員の当選人と定めることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（市村 喜雄君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました黒澤勝利君、永井俊博君、佐藤友紀君、佐藤覺雄君、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員補充員には、お手元に配付しております名簿のとおり議長より指名します。川上一男君、佐藤健治郎君、関根勉君、吉田文芳君、以上の方を指名します。お諮りいたします。ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（市村 喜雄君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました川上一男君、佐藤健治郎君、関根勉君、吉田文芳君、以上の方が選挙管理委員補充員に当選されました。

なお、補充につきましては、黒澤勝利君の補充は川上一男君、永井俊博君の補充は佐藤健治郎君、佐藤友紀君の補充は関根勉君、佐藤覺雄君の補充は吉田文芳君とし、これにより難しい場合は、指名の順といたします。

（18）閉会及び閉議の宣告

議長（市村 喜雄君） これで本日の日程は、全部終了いたしました。

以上で会議を閉じ、平成27年第1回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。お疲れ様でした。

（午後3時34分）